



任意継続被保険者制度に ついて



出版健康保険組合



任意継続被保険者制度ってナニ？



会社を退職しその資格を喪失したときでも、一定の条件をもとに個人の希望により、被保険者の資格を継続することができます。これを任意継続被保険者制度といい、被保険者期間は最長2年間です。

【 条 件 】 下記1～2をすべて満たしている方

- 1.資格喪失日の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間がある。
- 2.資格喪失日から20日以内に申請すること。

【 提出書類 】

- ・任意継続被保険者資格取得届
- ・念書

【 資格の喪失 】

- ①死亡したとき
- ②保険料を納付期限までに納付しないとき（毎月10日、休日のときは翌営業日）
- ③健康保険の被保険者となったとき
- ④船員保険の被保険者となったとき
- ⑤後期高齢者医療保険制度の被保険者となったとき



この様式は見本です

念 書

任意継続被保険者の保険料については、毎月10日までに納入することが定められて（健保法第38条）いることから、期日までに納入しなかった場合は、翌日をもって資格喪失となることを了解いたします。

今後、万一期日までに保険料を納入しないため資格喪失になっても異存ありません。また、資格喪失後の受診に係る医療費については、一切貴組合にご迷惑をおかけしないことを約束いたします。

令和 年 月 日

出版健康保険組合 理事長殿

任意継続被保険者番号

番

住 所

氏 名

任意継続被保険者制度の保険料はいくら？

令和3年度の保険料は



任意継続被保険者の標準報酬月額、前年9月末における全被保険者の平均標準報酬月額（令和3年度の標準報酬月額は380,000円）と申請者の退職時の標準報酬月額のいずれか低いほうとなります。保険料は標準報酬月額に保険料率1000分の90を乗じて得た額です。

国民健康保険の保険料額と比べてみてください！

※国民健康保険の保険料額は最寄りの役所にご確認ください。



標準報酬月額および保険料月額表

出版健康保険組合

(令和3年度)

標準報酬		報酬月額	保険料負担額		
			一般保険料	介護保険料	合計
等級	月額		90/1000	18/1000	108/1000
1	58,000 円	63,000 円未満	5,220 円	1,044 円	6,264 円
2	68,000	63,000 円以上 ~ 73,000 円未満	6,120	1,224	7,344
3	78,000	73,000 " ~ 83,000 "	7,020	1,404	8,424
4	88,000	83,000 " ~ 93,000 "	7,920	1,584	9,504
5	98,000	93,000 " ~ 101,000 "	8,820	1,764	10,584
6	104,000	101,000 " ~ 107,000 "	9,360	1,872	11,232
7	110,000	107,000 " ~ 114,000 "	9,900	1,980	11,880
8	118,000	114,000 " ~ 122,000 "	10,620	2,124	12,744
9	126,000	122,000 " ~ 130,000 "	11,340	2,268	13,608
10	134,000	130,000 " ~ 138,000 "	12,060	2,412	14,472
11	142,000	138,000 " ~ 146,000 "	12,780	2,556	15,336
12	150,000	146,000 " ~ 155,000 "	13,500	2,700	16,200
13	160,000	155,000 " ~ 165,000 "	14,400	2,880	17,280
14	170,000	165,000 " ~ 175,000 "	15,300	3,060	18,360
15	180,000	175,000 " ~ 185,000 "	16,200	3,240	19,440
16	190,000	185,000 " ~ 195,000 "	17,100	3,420	20,520
17	200,000	195,000 " ~ 210,000 "	18,000	3,600	21,600
18	220,000	210,000 " ~ 230,000 "	19,800	3,960	23,760
19	240,000	230,000 " ~ 250,000 "	21,600	4,320	25,920
20	260,000	250,000 " ~ 270,000 "	23,400	4,680	28,080
21	280,000	270,000 " ~ 290,000 "	25,200	5,040	30,240
22	300,000	290,000 " ~ 310,000 "	27,000	5,400	32,400
23	320,000	310,000 " ~ 330,000 "	28,800	5,760	34,560
24	340,000	330,000 " ~ 350,000 "	30,600	6,120	36,720
25	360,000	350,000 " ~ 370,000 "	32,400	6,480	38,880
26	380,000	370,000 " ~ 395,000 "	34,200	6,840	41,040

年度

保険料 円

納付目的(自) 年 月分保険料
(至) 年 月分保険料

内訳

- 一般保険料 円
- 内訳 [基本保険料 円
- [特定保険料 円
- 調整保険料 円
- 介護保険料 円

納付期限 年 月 日



連絡先

本部事務所 03(3292)5005
支部事務所 06(6944)4300

納付場所

三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行
りそな銀行・埼玉りそな銀行
文化産業信用組合・きらぼし銀行
上記金融機関の本・支店又は組合事務所

(銀行預金口座振替)

銀行コード	本支店名	
口座番号	口座種別	

領収日付印

年度

保険料 円

納付目的(自) 年 月分保険料
(至) 年 月分保険料

内訳

- 一般保険料 円
- 内訳 [基本保険料 円
- [特定保険料 円
- 調整保険料 円
- 介護保険料 円

要打電

納付期限 年 月 日

(取引金融機関名)

三菱UFJ銀行神田支店(替) 311067 三井住友銀行神田支店(替) 313902
みずほ銀行神田支店(替) 1073068 りそな銀行九段支店(替) 050011
きらぼし銀行神田中央支店(替) 020844 文化産業信用組合本店(替) 05813

(銀行預金口座振替)

銀行コード	本支店名	
口座番号	口座種別	

領収日付印

年度

保険料 円

納付目的(自) 年 月分保険料
(至) 年 月分保険料

内訳

- 一般保険料 円
- 内訳 [基本保険料 円
- [特定保険料 円
- 調整保険料 円
- 介護保険料 円

要打電

納付期限 年 月 日

〒101-8304
千代田区神田駿河台1-7
出版健康保険組合

領収済通知書
送付先

本通知書はすみやかに当組合にお届けください。

(銀行預金口座振替)

銀行コード	本支店名	
口座番号	口座種別	

領収日付印

任意継続被保険者制度のメリットはナニ？

- 出版健保独自の保険給付があります！

医療費の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

保険給付については在職中と同様、一部負担還元金や家族療養費などの付加給付があります。

出版健保診療所（東京・御茶ノ水）で受診ができます。



- 保健事業が充実しています！

被保険者の方は、今までと同様に年に1度健康診断を※で受けることができます。



※無料は契約施設（全国約600施設）
35歳以上の被扶養者を対象とした健診もあります（一部負担金あり）

保養施設（直営・契約）は今までと同じように利用が可能です。

運動施設の利用、大会などにも参加可能です。



出版健保のイベントスケジュール

(体育奨励事業)



潮干狩り (5月頃)



テニス・卓球大会 (5~6月頃)



大運動会 (10月頃)



ロードレース大会
(皇居・10月)



歩け歩け大会
(10~11月頃)

ファミリー
向けイベント

個人向け
イベント



開催の可否や日程について変更になる場合があります。案内や詳細は、
ホームページでご確認ください。



加入手続きは . . .

- 「任意継続被保険者資格取得申請書」と「念書」
をご提出ください。

詳しくは、出版健康保険組合



業務部適用課

TEL 03-3292-5005

大阪支部

TEL 06-6944-4309

までご連絡下さい。

申請書をご自宅宛てに送付致します。

